

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	文部科学省
重点分野名	補助金の手続

**1 手続の概要及び電子化の状況**

補助金の手続については一般的に公募～採択、交付申請～交付決定、事業の実施～精算という手続が取られている。以下、基本計画の作成対象となる補助金ごとに補助事業の概要及び電子化等の状況を記載する。

## (9) 私立大学等研究設備整備費等補助金（大学等）

## ① 補助事業の概要：

私立大学等の研究設備、教育基盤設備の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、我が国の学術及び教育の振興に寄与する。

## ② 電子化等の状況：

補助金の交付申請手続は申請者の押印を求めており未対応。

## (11) 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 IT 教育設備整備推進事業費）

## ① 補助事業の概要：

私立の高等学校等において、私学の特色を活かしつつコンピュータやインターネット等を活用した教育を推進するとともに、次期学習指導要領も踏まえたアクティブ・ラーニング等の取組を推進するため、コンピュータ等 IT 教育設備の購入費の一部について国が補助を行うもの。

## ② 電子化等の状況：

本事業は都道府県に事務委任をしており、都道府県が学校法人との間で行うやりとりは都道府県にその手続方法を委ねている。

## (13) 私立大学等経常費補助金（大学分）・私立大学等研究推進費補助金

## ① 補助事業の概要：

私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに私立大学等に在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資するため、学校法人に対し私立大学等の経常的経費を補助するもの。なお、本補助金は日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」）を通じて補助を行っている。

## ② 電子化等の状況：

- 本事業は、WEB を利用しての書類の授受を可能とする「電子窓口」システムを私学事業団が独自に構築し、手続の利便性向上を図っている。
- 交付申請手続、補助額算定のための各種調査票の提出、補助事業の実績報告手続等、大部分の書類について「電子窓口」を利用した提出としている。
- 補助金交付申請書、実績報告書は申請者の押印を求めているところであるが、「電子窓口」により、本事業団発行の電子証明書を利用しての電子申請も認めている。
- 「電子窓口」上に各種様式や記入要領、FAQ 等を掲載し、担当者がいつでも閲覧可能

な状態としている。

(15) 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）

① 補助事業の概要：

都道府県が、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教育に係る経常的経費について助成する場合、国から都道府県にその一部を補助するもの。

② 電子化等の状況：

学校法人への補助は所轄庁である都道府県が行う事業であり、都道府県が学校法人との間で行うやりとりは都道府県にその手続方法を委ねている。

(16) 私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）

① 補助事業の概要：

都道府県が、私立高等学校等に特別な助成を行う場合、国から都道府県にその一部を補助するもの。

② 電子化等の状況：

学校法人への補助は所轄庁である都道府県が行う事業であり、都道府県が学校法人との間で行うやりとりは都道府県にその手続方法を委ねている。

(19) 私立学校施設整備費補助金（大学等）

① 補助事業の概要：

私立大学等の施設、装置の整備に要する経費の一部を補助することにより、私立大学等の教育研究の充実と質的向上を図る。

② 電子化等の状況：

補助金の交付申請手続は申請者の押印を求めており未対応。

(21) 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校施設高機能化整備費））

① 補助事業の概要：

私立高等学校等の施設整備に要する経費の一部を補助することにより、教育の充実と質的向上を図る。

② 電子化等の状況：

本事業は都道府県に事務委任をしており、都道府県が学校法人との間で行うやりとりは都道府県にその手続方法を委ねている。

(22) 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）

① 補助事業の概要：

私立幼稚園等の施設整備に要する経費の一部を補助することにより、幼児教育の充実と質的向上を図る。

② 電子化等の状況：

本事業は都道府県に事務委任をしており、都道府県が学校法人との間で行うやりとりは都道府県にその手続方法を委ねている。

(24) 私立学校施設高度化推進事業費補助金

- ① 補助事業の概要：  
学校施設の高度化・近代化に係る整備を進め、学生の教育研究条件の充実向上を図るため、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立の幼・小・中・高・中等教育学校・特別支援学校・大学（大学院及び短期大学を含む）及び高等専門学校並びに専修学校・各種学校並びに幼保連携型認定こども園が行う危険建物と認定された旧耐震基準で建設された学校施設（昭和56年度以前の建物）等の建替え整備事業及び私立大学病院の建替え整備事業について利子助成を行うもの。
- ② 電子化等の状況：  
補助金の交付申請手続は申請者の押印を求めており未対応。
- (25) 私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金
- ① 補助事業の概要：  
私立大学等が、教育の質的転換や、特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、必要な経費を補助することにより、我が国の高等教育の活性化や教育の質の向上に資することを目的とする。
- ② 電子化等の状況：  
補助金の交付申請手続は申請者の押印を求めており未対応。
- (29) 理科教育設備整備費等補助金
- ① 補助事業の概要：  
地方公共団体、公立大学法人又は学校法人が理科、算数及び数学に関する教育を実施するための設備の整備等の事業を行う場合、国の予算の範囲内でその経費の一部を補助し、もって理科教育の振興に資することを目的とする。
- ② 電子化等の状況：  
  - 本事業は、事業計画の提出についてメールでの提出を認めている。
  - 本事業は都道府県に事務委任をしており、都道府県が民間事業者との間で行うやりとりは都道府県にその手続方法を委ねている。
- (33) 科学研究費助成事業（科学研究費補助金、学術研究助成基金補助金）
- ① 補助事業の概要：  
研究者の自由な発想に基づく学術研究を格段に発展させるため、ピアレビューにより、独創的・先駆的な研究に対して、研究費の助成を行うもの。
- ② 電子化等の状況：  
  - 本事業は、応募書類（研究計画調書）の作成・提出、審査手続、交付申請書類の事前内容確認、実績報告書類の事前内容確認、成果報告書の作成・提出について、本事業独自の電子申請システムで行うことが可能となっている。
  - 本事業独自で電子申請システムを構築しているが、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ともログイン機能について統合しており、手続の利便性向上を図っている。
  - ウェブ上に公募に係る情報（公募要領、公募様式等）や、審査に係る情報（審査の基本的な考え方や審査委員等）、交付に係る情報（交付申請様式や使用ルール（補助条件））、FAQ等を掲載するとともに、問合せ窓口を設置し、質問や改善要望等に迅速に対応している。

(40) 政府開発援助留学生交流支援事業費補助金・留学生交流支援事業費補助金

① 補助事業の概要：

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う我が国の高等教育機関へ留学する外国人留学生等への支援事業に必要な経費を補助することにより、留学生交流の拡充、我が国と諸外国（地域）との相互理解と友好親善の増進、及び国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成や我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に関する国の責務の遂行に寄与することを目的とする。

② 電子化等の状況：

- 本事業は、公募時の手続、奨学金の支給申請手続について、メールでの提出を認めている。
- ウェブ上に申請様式や申請要領、FAQ 等を掲載し、奨学金の支給に係る申請書類については、公印が必要な様式 B を除き、メールでの提出を認めている。
- 公募時の手続、奨学金の支給申請手続については、メールによる問合せ窓口を HP で公開し、質問等に迅速に対応している。
- 機構から文部科学省に対して行う補助金の交付申請及び機構と民間事業者間の手続の一部は申請者等の押印を求めており未対応。

(45) 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業）

① 補助事業の概要：

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の規定を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の公演事業、人材養成事業及び普及啓発事業並びに劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に対して補助することにより、我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進することを目的とする。

② 電子化等の状況：

補助金の交付申請手続に当たっては申請者の押印を求めており未対応。

(50) 国宝重要文化財等保存整備費補助金

① 補助事業の概要：

国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・伝承等のための各種事業を行う場合、国の予算の範囲内でその経費の一部を補助し、もって文化財の保存と活用に資することを目的とする。

② 電子化等の状況：

- 補助金の交付申請手続は申請者の記名押印または署名を求めており未対応。
- 本事業は都道府県に事務委任をしており、都道府県が民間事業者との間で行うやり取りは都道府県にその手続方法を委ねている。

(54) 文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・博物館支援事業）

① 補助事業の概要：

美術館・歴史博物館を主体とした、地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化による国際発信、国際交流、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援することにより、美術館・歴史博物館が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを目的とする。

② 電子化等の状況：

- 本事業は、補助事業者が作成する申請書類等を補助事業者に紙（その他確認資料含む）媒体の提出（併せてメール送信）を求めている。
- 補助金の交付申請手続は申請者の記名押印を求めており未対応。
- ウェブ上に、補助金の申請手続についての手引き、申請様式及び申請要領等を掲載し、質問等に迅速に対応している。

(55) 文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）

① 補助事業の概要：

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的としており、交付申請手続は、補助事業者からの直接申請ではなく、地方公共団体を通じて行うこととしている。

② 電子化等の状況：

- 本事業は、補助事業者が作成する申請書類等とは別に、補助事業者が所在する地方公共団体に作成を求めている書類についてのみ、メールでの提出を認めている。
- 補助金の交付申請手続は申請者の記名押印又は署名を求めており未対応。
- ウェブ上に申請様式や申請要領、FAQ 等を掲載するとともに、補助金の申請手続については、問合せ窓口を設置し、質問や改善要望等に迅速に対応している。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(9) 私立大学等研究設備整備費等補助金（大学等）

- ① ・公募時の手続を効率化し、公募手続に要する時間の短縮を図る。  
・行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
- ② ・申請書の一般的な記載例等を示し、申請者の申請作業の効率化・統一化を図る。また、毎年度、補助事業者等とのやりとりを踏まえ、記載例等の充実を引き続き行っていく。  
・審査観点の統一化を図るなど行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
- ③ ・ウェブ上に申請様式や申請要領、FAQ 等の申請に必要な情報を掲載し、申請者への情報提供の充実を推進する。また、毎年度、補助事業者等とのやりとりを踏まえ、FAQ 等の充実を引き続き行っていく。  
・申請者から行政庁への質問・相談内容を精査し、不明瞭なものについては次年度の記載要領に反映することで、申請者が記載要領を解読する時間の短縮並びに申請書作成作業の効率化・統一化を推進する。

(11) 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 IT 教育設備整備推進事業費）

- ① 平成 29 年度末までに、毎年度の補助事業者等とのやりとりを踏まえ、審査基準等を明確化し、次年度の事業募集の際に FAQ 等の申請に必要な情報を示すことで、各都道府県の担当者及び申請者への情報提供の充実を引き続き行っていく。
- ② 都道府県と学校法人との間で行われる手続について電子化を推進するには、都道府県の理解・協力が必要である。

(13) 私立大学等経常費補助金（大学分）・私立大学等研究推進費補助金

- ① 平成 29 年度末までに調査票の様式を見直し、補助金計算に必要なのない項目を削除し記載

項目を軽減する。

- ② 他部署との調整を行い、紙媒体での提出を受けている書類について、「電子窓口」での提出を可能とする。
- (15) 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）
- ① 学校法人への補助は都道府県が行う事業であり、補助方法等は都道府県ごとに異なることから、申請書等の書式の統一化や電子化は対応不可。
  - ② 新しい事業やメニューを実施する際は、FAQ 等の申請に必要な情報を都道府県に対し事前に示すことで、申請者への情報提供の充実を図る。
- (16) 私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ① 学校法人への補助は都道府県が行う事業であり、補助方法等は都道府県ごとに異なることから、申請書等の書式の統一化や電子化は対応不可。
  - ② 新しい事業やメニューを実施する際は、FAQ 等の申請に必要な情報を都道府県に対し事前に示すことで、申請者への情報提供の充実を図る。
- (19) 私立学校施設整備費補助金（大学等）
- ①
    - ・ 公募時の手続を効率化し、公募手続に要する時間の短縮を図る。
    - ・ 行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
  - ②
    - ・ 申請書の一般的な記載例等を示し、申請者の申請作業の効率化・統一化を図る。また、毎年度、補助事業者等とのやりとりを踏まえ、記載例等の充実を引き続き行っていく。
    - ・ 審査観点の統一化を図るなど行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
  - ③
    - ・ ウェブ上に申請様式や申請要領、FAQ 等の申請に必要な情報を掲載し、申請者への情報提供の充実を推進する。また、毎年度、補助事業者等とのやりとりを踏まえ、FAQ 等の充実を引き続き行っていく。
    - ・ 申請者から行政庁への質問・相談内容を精査し、不明瞭なものについては次年度の記載要領に反映することで、申請者が記載要領を解読する時間の短縮並びに申請書作成作業の効率化・統一化を推進する。
- (21) 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校施設高機能化整備費））
- ① 平成 29 年度の事業募集において問合せの多かった質問を、次年度の事業募集の際に FAQ 等で示し、申請者への情報提供の充実を図る。また、毎年度、補助事業者等とのやりとりを踏まえ、FAQ 等の充実を引き続き行っていく。
  - ② 都道府県と学校法人との間で行われる手続について電子化を推進するには、都道府県の理解・協力が必要である。
- (22) 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）
- ① 平成 29 年度末までに、私立幼稚園施設整備費補助金の交付申請の際に必要な書類について、申請者が一度提出した書類については、同じ内容の書類の提出を不要とし、その旨周知する。
  - ② 平成 30 年度末までに、申請時において問合せの多かった質問や誤認の多い項目について、メール等により共有し、申請者への情報提供を図る。
  - ③ 平成 29 年度末までに、審査の過程において、可能な限り電子媒体のみでの差替・追加提

出を可能にすることで処理期間の短縮化を図る。

- ④ 都道府県と学校法人との間で行われる手続について電子化を推進するには、都道府県の理解・協力が必要である。

(24) 私立学校施設高度化推進事業費補助金

- ① ・ 交付申請時の手続を効率化し、手続に要する時間の短縮を図る。  
・ 行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
- ② 既に、Web 上に申請様式や作成を簡素化するための入力フォーマットを掲載するとともに、申請から額の確定までの手順を示した資料の配布や、申請に係る事前の相談を不用とすることなどを行っているが、申請書等の誤りが多い箇所については様式にコメントを入れる等注意喚起を促すことにより、毎年度、申請書等の充実を引き続き行っていく。

(25) 私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金

- ① ・ 公募時の手続を効率化し、公募手続に要する時間の短縮を図る。  
・ 行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
- ② ・ 申請書の一般的な記載例等を示し、申請者の申請作業の効率化・統一化を図る。また、毎年度、補助事業者等とのやりとりを踏まえ、記載例等の充実を引き続き行っていく。  
・ 審査観点の統一化を図るなど行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
- ③ ・ ウェブ上に申請様式や申請要領、FAQ 等の申請に必要な情報を掲載し、申請者への情報提供の充実を推進する。また、毎年度、補助事業者等とのやりとりを踏まえ、FAQ 等の充実を引き続き行っていく。  
・ 申請者から行政庁への質問・相談内容を精査し、不明瞭なものについては次年度の記載要領に反映することで、申請者が記載要領を解読する時間の短縮並びに申請書作成作業の効率化・統一化を推進する。

(29) 理科教育設備整備費等補助金

- ① 行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
- ② 都道府県が域内の民間団体に対し事業を行う際の要綱について一般的な記載例等を平成 29 年度中に示し、手続の簡素化・統一化を図る。
- ③ 交付申請の手続の際に、これまでは郵送とメールの両方で提出を求めていた様式について、メールのみでの提出を可能とする。
- ④ 都道府県と学校法人との間で行われる手続について書式の統一化や電子化を推進するには、地方公共団体の理解・協力が必要である。

(33) 科学研究費助成事業（科学研究費補助金、学術研究助成基金補助金）

- ① これまでの削減のための取組：  
平成 16 年度以降、補助金の手続きについて、研究者・研究機関からの意見・要望を考慮しつつ、順次電子化を実施し、行政手続きコストの削減に取り組んでおり、主な手続きにおける電子化の達成割合は以下のとおり。

手 続	H28 の実績（件数）※1	電子化の達成割合
応募手続	103,722/108,751	約 95%
審査手続	103,722/108,751※2	約 95%
交付手続	82,879/82,879	100%※3

※1 応募（審査）件数は報道発表「平成 28 年度科学研究費助成事業の配分について」の数値に基づく

※2 審査件数について、一課題当たり複数名の審査員が審査しているため、実際の審査件数（延べ数）としてはこの数値よりも多くなるが、ここでは、研究課題数を審査件数としている

※3 電子申請システムを通じて交付手続に関する情報を入力しているが、紙媒体でも提出させている

② 今後の削減のための取組内容及びスケジュール：

- ・平成 29 年度中に、原則として全研究種目について応募手続きを電子化する。
- ・今後、応募に必要な研究業績については入力手続の簡素化を図る。
- ・繰越手続きに関するコスト削減のため、基金化の検討を進める。

(40) 政府開発援助留学生交流支援事業費補助金・留学生交流支援事業費補助金

本事業については以下の取組を行い、平成 26 年度と比して既に 20%以上の行政手続コスト削減を達成済みである。なお、以下の手続に関しては、機構と民間事業者間の手続において、コスト削減されたものを記載している。

① 公募時の手続については、以下のとおりコスト削減を行っている。

- ・平成 26 年度には全プログラムで提出が必要であった大学間交流協定書について、平成 28 年度までに全プログラムで提出不用とした。
- ・平成 28 年度に、交付申請にともない提出する申請書類分量を、従前の 12P から 8P に減少させた。

② 奨学金支給申請時の手続については、以下のとおりコスト削減を行っている。

※下記に記載されている平成 29 年度の手続については、平成 28 年度中に改正を行ったもの。

- ・平成 29 年度の奨学金の支給申請について、従前は 4 か月に 1 回申請を行うことが必要だったものを各年度に 1 回に削減。
- ・平成 29 年度以降の返納処理については、従前は支給対象者ごとに返納させていたものを、大学等への交付決定額と、確定額の差額分のみ返納することとした。
- ・平成 29 年度以降のプログラム実施内容の変更届の提出については、要件を簡素化するとともに、従前は提出が必要であった大学間協定の写しについては提出不用とした。
- ・平成 29 年度以降、プログラム実施報告書の記載内容を見直し、ページ数を 10P から 5P に削減するとともに、従前は紙媒体で提出させていたものを、データによることとした。
- ・平成 29 年度以降、支給対象者修了報告書及び派遣（受入）状況調査票（学生用）を留学前・留学後報告書に統合するとともに、従前は紙媒体で提出させていたものを、データによることとした。
- ・平成 29 年度以降、取得単位報告書に添付することが必要であった成績証明書・修了報告書等を提出不要とした。
- ・平成 29 年度以降派遣先での在籍確認方法について、従前は指導教員等の確認署名が必要だったものを本人申請のみで認めることとした。
- ・平成 29 年度以降の奨学金の支給基準を簡潔化し、誤った処理が発生しにくいようにした。

(45) 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業）

- ① 補助事業終了後、各事業者実績やアンケートを求めているが、平成 28 年度提出分（平成 27 年度補助事業）から、当該報告書の提出に当たっては、押印・郵送を改め、メールでも受付可能とした。



② 平成 30 年度募集分から、応募書類の提出は、メールでも受付可能とする。

(50) 国宝重要文化財等保存整備費補助金

- ① 次年度の申請より、行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
- ② 次年度の申請より、都道府県が域内の民間団体に対し、申請や報告等を行う際の一般的な記載例等を示し、手続の簡素化・統一化を図る。

(54) 文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・博物館支援事業）

- ① 次年度の申請より、行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
- ② 次年度の申請より、申請を行う際の一般的な記載例等を充実させ、手続の簡素化・統一化を図る。

(55) 文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）

- ① 次年度の申請より、行政内部の事務を効率化し、処理期間の短縮化を図る。
- ② 次年度の申請より、申請を行う際の一般的な記載例等を充実させ、手続の簡素化・統一化を図る。
- ③ 交付申請手続は地方公共団体を通じて行っており、地方公共団体と民間事業者との間で行われる手続について電子化を推進するには、地方公共団体の理解・協力が必要である。

(共通事項) 電子化に向けての課題：

- 補助金の手続については法令に定められている事項が多く、例えば適正化法第 5 条に基づく交付申請書、第 18 条に基づく返還命令書については書面によって行うべきと解されており、適正化法第 26 条の 3、4 により電磁的方法による申請が可能となっている。補助金適正化法に基づく申請及び補助金の交付等については、補助金が国民の貴重な税金を財源として特定の者に受益をもたらすものであり、また、虚偽申請等は罰則の対象となることなどから、本人確認及び書類の信ぴょう性の確認が必要であるため、自署又は記名押印をした申請書の原本の提出を求めざるを得ない。オンライン化し、電子的な書面で良いこととする場合は、電子証明をできるようなオンラインシステムを構築する必要がある。
- オンライン化が可能な手続についてオンライン化をする場合、事業担当課による要綱、提出様式、必要な添付書類等についての仕様変更が可能で、補助事業者の状況等に応じて例外処理も認められるようなオンラインシステムとすることが望まれる。また、メールでのやりとりや郵送手続よりも簡易で効率的なオンラインシステムであることが望まれる。
- これらのオンラインシステムについてはどの省庁においても共通の手続・オンラインシステムであることが補助事業者にとって利便性の高いものであり、行政手続簡素化の 3 原則に合致し、省庁によって申請方法が異なることについても解消が為されると考える。そのため、電子化については各府省の連携が必要である。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

コスト計測の対象事業については民間事業者から直接、文部科学省、文化庁、独立行政法人、

特殊法人に対して手続を行うものの中から、以下の補助金を選定した。

(13) 私立大学等経常費補助金（大学分）・私立大学等研究推進費補助金

学校法人が特殊法人に対して手続を行うもので、申請件数が100件以上であるため。

(19) 私立学校施設整備費補助金（大学等）

学校法人が文部科学省に対して手続を行う施設・設備系の補助金で代表的な事業であるため（なお、コスト計測の結果得られた知見については他の施設・設備系の見直しにも活用していく）。

(33) 科学研究費補助金・学術研究助成基金補助金

民間事業者が独立行政法人に対して手続を行うもので、申請件数が100件以上であるため。

(45) 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業）

民間事業者が文化庁に対して手続を行うもので、申請件数が100件以上であるため。

(54) 文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・博物館支援事業）

補助事業者（構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館を含む実行委員会）が文化庁に対して手続を行うもので、申請件数が100件以上であるため。

## 2. コスト計測の方法及び時期

(13) 私立大学等経常費補助金（大学分）・私立大学等研究推進費補助金

方法：主な学校法人に対しヒアリングを行い、申請に係る書類の作成のほか、私学事業団への相談、書類の補正等に係る時間を聴取。

時期：例年、4月下旬、5月下旬、7月上旬、8月上旬、9月上旬、10月上旬、11月上旬及び3月上旬に補助金に申請に係る書類を発出し、最終的な締切りを3月上旬として交付申請書が提出される。3月中旬に交付決定がなされるため、学校法人が申請関係書類の作成を始めると考えられる4月上旬から3月中旬までを計測の対象とする。

(19) 私立学校施設整備費補助金（大学等）

方法：主な事業者である学校法人数者に対しヒアリングを行い、公募後、事業の企画、行政庁への質問相談、申請書類の作成等、提出までに要する時間を聴取。

時期：例年、5月中旬頃を締切りとして事業申請書が提出され、事業の審査を経て8月上旬頃に補助金の交付を決定するため、学校法人が申請書類の作成を始めると考えられる4月から8月末までを計測の対象とする。

(33) 科学研究費助成事業（科学研究費補助金・学術研究助成基金補助金）

方法：主な事業者数者に対しヒアリングを行い、公募後、応募に係る書類の作成のほか、独立行政法人への相談、書類の補正等に係る時間を聴取。

時期：9月～11月に公募を開始し、年明け1月～3月に審査を行い、4月に交付内定（採択）となるため、公募期間終了後（12月～1月）に上記対象者に対してヒアリングを行い、計測の対象とする。

(45) 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業）

方法：主な事業者数者に対しヒアリングを行い、申請に係る書類の作成のほか、行政庁への相談、書類の補正等に係る時間を聴取。

時期：例年、11月中に応募を開始し、年明け2月に審査を行い、3月下旬に交付内定（採択）となるため、募集期間終了後（12月～1月）に上記対象者に対してヒアリングを行い、計測の対象とする。

(54) 文化芸術振興費補助金（地域の核となる美術館・博物館支援事業）

方法：主な事業者数者に対しヒアリングを行い、申請に係る書類の作成のほか、文化庁への相談、書類の補正等に係る時間を聴取。

時期：12月中旬～1月中旬に公募を開始し、2月～3月に審査を行い、3月に交付内定（採択）となるため、公募期間終了後の審査期間中（2月～3月）に上記対象者に対してヒアリングを行い、計測の対象とする。